

1. 入居申込みの時期

- (1) 空家の入居申込みについては、毎年、10月1日から翌年の8月31日までの間、いつでも申込みができます。
- (2) 建替などによって、新しく建築された団地の入居申込みについては、その都度募集し、定められた期間内に入居申込みを行っていただきます。

2. 入居の資格

入居申込みのできる方は、次のすべての条件を満たしている方に限ります。

- (1) 二年以上、市内に住所または、勤務場所があること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚約者を含む）があること。
ただし、婚約中で入居申込みされる方は、入居申込みの日から3ヶ月以内に婚姻（入籍）すること。

尚、以下に該当される方は、原則として単身でも入居できます。

60歳以上の方

1級から4級の身体障害者手帳を交付されている方

1級から3級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている方
療育手帳を交付されている方

戦傷病者手帳を交付されている方（ただし、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症である方）

厚生労働大臣の認定を受けている被爆者の方
生活保護を受けている方

海外からの引揚者で本邦に引き上げた日から起算して5年を経過していない方

- (3) 現に住宅に困っていることが明らかなこと。
- (4) 入居しようとする親族全員の昨年一年間の総収入額の合計が、収入基準の範囲内にあること。

ただし、入居申込み時までに退職した方の収入については、無収入となります。（証明書が必要）

- (5) 税金（国税、地方税等）を滞納していないこと。

3. 入居申込みに必要な書類

入居申込みされる全員のかたが提出される書類

- (1) 市営住宅入居申込書 (9の様式です。)
- (2) 住民票 (入居する全員の続柄がわかるもの。)
- (3) 前年の収入に対しての市民税課発行の所得証明書、又は源泉徴収票か給与支払証明書等 (給与支払証明書は、13の様式です。)
- (4) 収入の無い配偶者、大学生等の18歳以上の方は、民生委員発行の無職証明
願いを市民税課に提出して発行される無職証明書(非課税証明可)
- (5) 税の滞納が無いことが分かる書類 (15の様式です。)
- (6) 自宅実態調書 (10の様式です。)
- (7) 自宅案内図 (12の様式です。)

次の書類は該当する人のみ提出して下さい。

- (1) 自活状況調書・・・单身の方 (11の様式です。)
- (2) 婚約証明書・・・婚約中の方(14の様式です。)
- (3) 年金はがき
- (4) 恩給の証書の写し
- (5) 退職証明書(離職証明書)・・・最近退職された方
- (6) 障害者手帳の写し(身体障害者・精神障害者・知的障害者)
- (7) 戦傷病者手帳の写し
- (8) 被爆者健康手帳の写し
- (9) 生活保護受給証明書
- (10) 引揚げの事実を証する書類
- (11) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長等による証明書・
・知的障害の方

4. 入居の決定方法

- (1) 空家住宅の入居については、申込みをされた順に空家入居登録され、空家が
発生しだい条例に定められた優先順位に従い、順次入居していただきます。

なお、入居登録につきましては、毎年9月30日を過ぎますと無効となります。
引き続き登録を希望する場合は、10月1日以降に再度入居の申込みをし
て下さい。

(2) 新築団地の入居については、抽選で入居を決定します。

5 . 入居決定後に必要な書類

市営住宅入居請書・・・連帯保証人については、市内在住の方で入居申込み者と同程度以上の所得のある方、印鑑証明書及び所得証明書等所得を証明する書類を添付のこと。

6 . 入居完了後の提出書類

市営住宅入居完了届・・・入居指定日から7日以内に、続柄の記載がある住民票を添付し提出のこと。